

平成30年7月豪雨の災害で事業が縮小した事業主を**支援**します

社会保険労務士に無料で相談できます

平成30年7月豪雨の災害に伴い、国の**雇用調整助成金**の要件が**緩和**されました。**10月16日まで**に計画届を提出すれば、**7月5日に遡って適用**されます。

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する国の制度

雇用調整助成金をはじめ、労働関連法令に基づく各種手続き等について、**社会保険労務士に無料で相談**できます。

対 象

平成30年7月豪雨により事業活動の縮小を余儀なくされた**県内事業所の事業主**

豪雨による直接の被害がない場合でも、取引先の被災、交通の途絶、風評被害等で事業活動の縮小を余儀なくされた場合は対象になります。

内 容

- ① 雇用調整助成金のご相談
- ② 労働関連法令に基づく各種手続き等のご相談

申 込 窓 口 ・ 問 い 合 わ せ 先

岡山県社会保険労務士会

電話：086-226-0164
(平日9時～17時)

事務局 岡山市北区野田屋町2-11-13
旧岡山あおば生命ビル7階

FAX：086-226-0180
(裏面をご覧ください)



岡山県産業労働部 労働雇用政策課

